

No. 63. 63. 5. 15

発行 北九州市の文化財を守る会
北九州小倉北区鍛冶町一丁目7-2
森 鷗 外 旧 居 内
電話 (093) 531-1604
印刷 博文堂印刷所
北九州市小倉北区長浜町2-22
電話 (093) 511-1011

北九州市の文化財を守る会
報
会

第三十五回バスによる文化財めぐりは戸畑支部の担当で、国東の文化財を訪ねることにしました。
国東半島、この半島は宇佐神宮の山岳神宮寺の境内地として栄え、佛教文化の花をひらかせたところ
です。
講師は現在交渉中です。
講師は現在交渉中です。
日時 六月五日(日)雨天決行
会費 五千円(弁当各自持参)
募集人員 四十三名(先着順)
締切日 六月三日(金)
申込方法 会費を添えて事務局まで
電話での予約も可
申込先 小倉北区鍛冶町一丁目七二
事務局(森鷗外旧居内)
電話 五三一―一六〇四

バスによる文化財めぐりご案内

おしらせ
事務局の勤務時間、休日は次のとおりです。
勤務時間 午前10時 から
午後4時30分まで
休日 毎週月曜日
及び祝日

見学先

豊前善光寺 豊前善光寺駅の南西約二キロのところにある。信濃・甲斐の善光寺とならんで『三善光寺』のひとつ。九五八(天徳二)年に空也聖人の開基と伝えられている。現在の本堂(重文)は一五五〇(建長二)年の建築で、桁行五間、梁間七間、棟高一〇・六八メートルの単層で屋根は四注造。

新役員紹介

小倉南支部長 佐野 隼人
八幡東理事 田中 英彦

昭和六十三年総会おわる

四月三十日(土)午後二時から市立視聴覚センター大研修室において、昭和六十三年度の総会が約五十名の出席をみて開催された。
門司副会長の開会のことばのあと、小林会長のあいさつがあり昨年八月二日に物故された顧問の一条高審氏、また本年三月二十四日に逝くなられた石崎巖氏について、その業績をたたえらるとともに、深い哀悼の意を捧げ、またその他の物故会員の方々(十一名)のお冥福をお祈りしたのち、就任以来三年の感想をのべ、会の発展について会員の協力を求められた。

個人会員数及び会費納入状況 (63.4.1)

Table with 5 columns: 区分, 会員数, 完納, 未納, 免除, 対前年比. Rows include 門司, 小倉北, 小倉南, 若松, 八幡東, 八幡西, 戸畑, 市外, 計.

新役員紹介

亀田 巖 小倉北区末広一四一―一四
松山 昭一 小倉北区片野二―二二―一七

事務局だより

会報第六十三号をお届けします。
総会報告とバスによる文化財めぐり
が主題です。次号は八月です。
▼本年度の会費振替用紙を同封しました。
会費の納入状況は別表のよう
な現況です。本会は会費のみ
によって運営されています。皆
様のお協力を切に願います。
▼以下総会で説明した事業計画の
あらましをお知らせします。
。企画・編集委員会の設置による
運営―役員会(常任理事・支部
長)において、どこでも見ら
れる現象ではあるがマンネリ化老
令化等により会の運動が停滞して
いるので、この一年前向きにやっ
て行こうということで、大別して
参加ください。

昭和63年度事業計画

。会報発行
No. 63・4頁 63・5・15 事務局
No. 64・8頁 63・8・1 編集委員会
No. 65・8頁 63・10・1
No. 66・8頁 64・2・1
。バスによる文化財めぐり
第35回国東半島を訪ねて 戸畑支部 63・6・5
。講演「北九州市内の長崎街道」 63・4・30
。企画・編集委員会の設置
。会員名簿の発行
。秋の文化財展の協力

役員名簿

顧問 大隈 岩雄・大家桂一郎
加瀬 康作・局 哲平
久野 繁樹・平山 政智
吉田 一芳
会長 小林 安司
副会長 門司 宣里・米津 三郎
支部長
門司 吉岡 成夫
小倉北 吉田美知子
小倉南 佐野 隼人
若松 藤田 敏夫
八幡東 平木清二郎
八幡西 能美 安男
戸畑 福田 安敏
常任理事
門司 是則 宗興
小倉北 石崎徳太郎
小倉南 池上 重信・中尾 多聞
若松 安倍 芳一・森川 政美

昭和62年度決算報告

S 63. 4. 1

Table with 8 columns: 収入の部 (予算額, 金額, 内訳), 支出の部 (予算額, 金額, 内訳), 合計. Includes items like 前年度金, 会費, 雑収入, 報償費, 旅費, 需用費, etc.

昭和63年度予算

Table with 8 columns: 収入の部 (予算額, 金額, 内訳), 支出の部 (予算額, 金額, 内訳), 合計. Includes items like 前年度金, 会費, 雑収入, 報償費, 旅費, 需用費, etc.

永照寺保存問題 総会における 米津副会長報告

昭和58年の総会で、小倉駅前再開発の場合、小倉城下町を象徴する遺跡(城下町はともども武士・町人の集住地域と寺社地の三つの地域で構成されている)ともいうべき永照寺は貴重な文化財であるので、これを残すよう運動しようということが決定した。その小倉駅前再開発はしだいに具体化し、昭和六十一年の総会においても永照寺保存の運動を進めることが再確認された。

一方、再開発構想は永照寺を移転させて、その跡地を含んだ大型ビルの建設、という方向がひじょうに強まってきた。このような状況に対処するため、米津副会長名をもち、62年4月1日付の会報58号に「再び小倉駅前開発と永照寺保存問題について」という一文を掲載し、再開発に当たっては、永照寺を保存し、これを含め生かした構想にすることによって、小倉の歴史性・文化性を強調し、ユニークな都市建設を実現することができると主張した。

以上がこれにちかまでの経過であり、当局側の審議会の決定では、結果的には永照寺現地保存は肯定されることとならず、われわれの運動はまさに「一敗地にまみれる」ことになった。まことに残念の極みである。ただ今回の運動を通じて考えられることは、この文化財を守る会の力については、深く反省する点があるようである。このため、本日の総会においては、活力ある今後の前進のために、企画委員会や会報編集委員会の設置が決まり、活発な運動展開が改めて考えられることになった。文化財は一度破壊されると、ほんとうに取り返えしのつかないことになり、今後いろいろなと起るであろう文化財保護の問題に対し、永照寺問題を教訓として、会の実力を高めることに全員一丸となって対処したい所存である。

市は昭和六十二年度市指定文化財として、次の一件を指定しました。有形文化財(古文書) 寛永三年規矩郡水町村検地帳 三冊 所在地: 戸畑区初音町5番5号 所有者: 難波江 初治 形状: 縦帳 細川忠興は豊前入部の翌年、慶長六年(一六〇一)に太閤検地の施行原則にならない土地台帳である検地帳を作成した。しかし場所によっては土地査定が適格でなく、また新田の開発などもあって、二代藩主・忠利の時代、寛永三年に検地帳の改正が行われた。本帳はこの時のもので、内訳は次のとおりである。 規矩郡之内水町村田方 御検地御帳 一冊 規矩郡之内水町村田方 御検地御帳 二冊 (畠方二冊の内容は同じ) 検地帳の作成にあたっては、庄屋・百姓と藩方役人の双方が立会い、了解のもとで行われたことが奥書に記されており、また庄屋と検地奉行の花押及び印がある。現在、市内に伝存する細川氏時代の検地帳としては「規矩郡干上村田島御検地帳写」があるが後世

この座談会の記事に対し、小倉駅前米町校区東地区再開発委員会

発表した。それは永照寺を移転

させて再開発施設を建設するものであった。これについては法令の定めるところに従い、63年1月28日奥田八二福岡県知事宛、「北九州市計画第一種市街地開発事業(小倉駅前東地区)の決定案について意見書」を米津三郎個人として提出した。その内容は当会としてこれまで主張してきた(会報58号所載)ことがらと同様なものである。

の写本であり、検地当初の原本としては本帳のみである。 細川氏のと入部(寛永九年一六三二)した小笠原氏は、宝永三年(一七〇六)に水利関係によって整理した土地台帳「水帳」を作成するが、それまでは細川氏時代の検地帳を利用した。また「水帳」の作成に際しても、細川氏の検地帳を基にしており、江戸時代を通じて、細川氏時代の検地帳が土地掌握の基準になっていた。 市内における細川氏時代の検地帳の伝存は数少なく、かつ当時の土地制度を知るうえにはなほ貴重である。

(注) 検地帳 竿帳・縄帳ともいう。近世において検地(近世を通じて領主が行った農民所有地の調査測量。農村支配の基礎を強化することを目的に豊臣、徳川両政権下に実施されたものをいう)の結果を一村ごとにまとめた土地台帳。形式は村単位に分け、その田畠について一筆ごとに地名・等級・面積・石高などを記す。帳簿は二冊作成し、一冊は藩が、もう一冊は庄屋が保管した。 なお、本帳は所有権難波江初治氏が六十二年十二月九日市に寄贈されたことを附記いたします。

■新指定文化財の紹介

市は昭和六十二年市指定文化財として、次の一件を指定しました。有形文化財(古文書) 寛永三年規矩郡水町村検地帳 三冊 所在地: 戸畑区初音町5番5号 所有者: 難波江 初治 形状: 縦帳 細川忠興は豊前入部の翌年、慶長六年(一六〇一)に太閤検地の施行原則にならない土地台帳である検地帳を作成した。しかし場所によっては土地査定が適格でなく、また新田の開発などもあって、二代藩主・忠利の時代、寛永三年に検地帳の改正が行われた。本帳はこの時のもので、内訳は次のとおりである。 規矩郡之内水町村田方 御検地御帳 一冊 規矩郡之内水町村田方 御検地御帳 二冊 (畠方二冊の内容は同じ) 検地帳の作成にあたっては、庄屋・百姓と藩方役人の双方が立会い、了解のもとで行われたことが奥書に記されており、また庄屋と検地奉行の花押及び印がある。現在、市内に伝存する細川氏時代の検地帳としては「規矩郡干上村田島御検地帳写」があるが後世